

3 特定道路（県道に限る。）に係る構造等基準

項	公共的施設の部分	構造等基準
1	歩道等	<p>1 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には歩道を設けること。</p> <p>2 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 歩道の有効幅員は、道路の構造の技術的基準を定める規則（平成24年山口県規則第61号）第10条第3項に規定する幅員の値以上であること。</p> <p>ロ 自転車歩行者道の有効幅員は、道路の構造の技術的基準を定める規則第9条第2項に規定する幅員の値以上であること。</p> <p>3 舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>4 勾配は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>ロ 横断勾配（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除く。）は、一パーセント以下であること。ただし、前号ただし書の場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>5 歩道等と車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）は、次に定めるとおり分離すること。</p> <p>イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線が設けられていること。</p> <p>ロ 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。</p> <p>ハ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵が設けられていること。</p> <p>6 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、次のとおりとすること。</p> <p>イ 高さは、五センチメートルが標準であること。ただし、横断歩道等に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。</p> <p>ロ イの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。</p> <p>7 第2号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、第4号口に規定する勾配の基準を満たす部分の有効幅員は、二百センチメートル以上とすること。</p>
2	立体横断施設	<p>1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所には、立体横断施設を設けること。</p> <p>2 次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合にお</p>

項	公共的施設の部分	構造等基準
2	立体横断施設	<p>いては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>イ 籠の幅及び奥行きは、それぞれ内法が百五十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、幅は内法が百四十センチメートル以上であり、奥行きは内法が百三十五センチメートル以上であること。</p> <p>ハ 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、イに定める構造のエレベーターにあつては九十センチメートル以上であり、ロに定める構造のエレベーターにあつては八十センチメートル以上であること。</p> <p>ニ 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認することができる鏡が設けられていること。ただし、ロに定める構造のエレベーターにあつては、この限りでない。</p> <p>ホ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視認できる構造であること。</p> <p>ヘ 籠内には、手すりが設けられていること。</p> <p>ト 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有するものであること。</p> <p>チ 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置が設けられていること。</p> <p>リ 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置が設けられていること。</p> <p>ヌ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。</p> <p>ル 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうち視覚障害者が利用する制御装置は、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者が円滑に操作できる構造であること。</p> <p>ヲ 乗降ロビーに接続する歩道等又は通路の部分の有効幅員及び奥行きは、百五十センチメートル以上であること。</p> <p>ワ 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>3 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、二百センチメートル以上であること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、百センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>ハ 横断勾配が設けられていないこと。</p>

項	公共的施設の部分	構造等基準
2	立体横断施設	<p>ニ 両側に二段式の手すりが設けられていること。</p> <p>ホ 手すりの端部の付近には、傾斜路に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。</p> <p>ヘ 勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度の比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものであること。</p> <p>ト 両側に立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</p> <p>チ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二百五十センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物が設けられていること。</p> <p>リ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>4 第2号に規定するもののほか、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、次に定める構造のエスカレーターを設けること。</p> <p>イ 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設けられていること。</p> <p>ロ 踏面及びくし板は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>ハ 昇降口において、三枚以上の踏面が同一平面上にある構造であること。</p> <p>ニ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度の比が大きいこと等により踏面相互の境界が容易に識別できるものであること。</p> <p>ホ くし板の端部と踏面の色の輝度の比が大きいこと等によりくし板と踏面との境界が容易に識別できるものであること。</p> <p>ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否が表示されていること。</p> <p>ト 踏面の有効幅員は、百センチメートル以上であること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>5 通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、二百センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 縦断勾配及び横断勾配が設けられていないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ 両側に二段式の手すりが設けられていること。</p> <p>ニ 手すりの端部の付近には、通路に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。</p> <p>ホ 両側に立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</p> <p>6 階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、百五十センチメートル以上であること。</p>

項	公共的施設の部分	構造等基準
2	立体横断施設	<ul style="list-style-type: none"> ロ 両側に二段式の手すりが設けられていること。 ハ 手すりの端部の付近には、階段に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。 ニ 両側に立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。 ホ 階段の下面と歩道等の路面との間が二百五十センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物が設けられていること。 ヘ 高さが三百センチメートルを超える階段にあっては、その途中に踊場が設けられていること。 ト 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては百二十センチメートル以上であり、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上であること。
3	乗合自動車停留所	<ul style="list-style-type: none"> 1 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とすること。 2 ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
4	自動車駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 1 次に定める構造の障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあっては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上であり、全駐車台数が二百を超える場合にあっては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上であること。 ロ 障害者用駐車施設に通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けられていること。 ハ 有効幅員は、三百五十センチメートル以上であること。 ニ 障害者用である旨が見やすい方法により表示されていること。 2 自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、次に定める構造の障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。イ 障害者用停車施設に通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> ロ 車両への乗降のために供する部分の有効幅員及び奥行きは、百五十センチメートル以上である等、障害者が安全かつ円滑に乘降できる構造であること。 ハ 障害者用である旨が見やすい方法により表示されていること。 3 歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> イ 有効幅員は、九十センチメートル以上であること。ただし、

項	公共的施設の部分	構造等基準
4	自動車駐車場	<p>自動車駐車場外に通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅員は、百二十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、当該戸は、有効幅員が百二十センチメートル以上である自動車駐車場外に通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造、その他の出入口にあつては車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。</p> <p>4 障害者用駐車施設に通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、二百センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。</p> <p>ハ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>5 自動車駐車場外に通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場で当該階に停止するエレベーターにあつては、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>イ 当該エレベーターのうち一以上のエレベーターは、前号に規定する出入口に近接して設けられていること。</p> <p>ロ 当該エレベーター（イのエレベーターを除く。）は、2の項第2号イからニまでに定める構造であること。</p> <p>ハ イのエレベーターは、2の項第2号に定める構造であること。</p> <p>6 傾斜路の構造については、立体横断施設の傾斜路の例による。</p> <p>7 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造については、立体横断施設の階段の例による。</p> <p>8 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第4号に規定する通路には、屋根を設けること。</p> <p>9 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 便所の出入口付近には、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備が設けられていること。</p> <p>ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>ハ 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ニ 小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>ホ 一以上の便所は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した便房が設けられていること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p>ヘ ホ(1)の便房を設ける便所は、次に定める構造であること。</p>

項	公共的施設の部分	構造等基準
4	自動車駐車場	<p>(1) 第4号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同号イからハまでに定める構造であること。</p> <p>(2) 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識が設けられていること。</p> <p>(5) 出入口に戸を設ける場合には、有効幅員は八十センチメートル以上であり、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>ト ホ(1)の便房は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(2) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識が設けられていること。</p> <p>(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) へ(2)、(5)及び(6)に定める構造であること。</p> <p>チ ホ(2)の便所は、へ(1)から(3)まで、(5)及び(6)並びにト(2)から(4)までに定める構造であること。</p>
5	移動等の円滑化のために必要なその他の施設	<p>1 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</p> <p>2 前号の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>3 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降所及び自動車駐車場の通路には、移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に、線状ブロック等又は点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>4 前号の規定により、線状ブロック等又は点状ブロック等を敷設した場合において、視覚障害者の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所には、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>5 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限り</p>

項	公共的施設の部分	構造等基準
5	移動等の円滑化のために必要なその他の施設	<p>でない。</p> <p>6 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>7 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>8 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。</p>